

特別国民体育大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会における 感染防止対策に係る検査の概要

1 趣旨

特別国民体育大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会における参加条件で定めるPCR検査及び抗原定性検査について、実施方法や結果報告の方法を示すものである。

2 検査の種類

検査の種類は次のとおりとする。

- ・新型コロナウイルス感染症の核酸検出検査（PCR法等。以下「PCR検査」という。）
- ・抗原定性検査（鼻腔ぬぐい液又は唾液を検体とした自己採取検査とし、いずれも国が承認した「体外診断用医薬品」又は「第1類医薬品」を用いること。）

3 PCR検査実施方法

(1) 共通事項

- ・原則として、各団体又は個人でそれぞれ検査機関を確保すること。
- ・検査機関の選定に当たっては個別検査とし、検査結果が受検者本人のものであることが明示されるようにすること。なお、プール検査は不可とする。
- ・大会参加日の午前0時から起算して、最大120時間以内に採取した検体を用いること。なお、検体の種類は問わないものとする。
- ・大会参加日前（※1）に検査を実施すること。
- ・大会参加に当たっては、検査結果を確認の上、来場（来県・入宿）すること。なお、検体採取後は、大会参加を経て帰宅等するまで、常に感染対策を意識して行動すること。

（※1）大会参加日とは、青森県内在住・在勤・在学の者は「大会参加初日（公式練習や準備業務等を含む。）、青森県以外の都道府県から参加する者は「来県日」とする。

(2) 都道府県選手団等（参加条件1(2)①に該当する者）

- ・検査結果は原則として、大会参加日前日までに健康管理アプリ「GLOBAL SAFETY」（以下「健康管理アプリ」という。）へ記録すること。なお、健康管理アプリを利用できない者は、検査結果通知等（写しや撮影した画像可）を受付等で提示できるようにすること。

(3) 青森県実行委員会が確保した検査機関で検査を実施する者（参加条件1(2)②、③に

該当する者)

- ・青森県実行委員会又は八戸市実行委員会が検査対象者リストを作成し、検査機関から検査対象者へ検査検査キットが送付される。
- ・検査キット到着後、検査対象者は大会参加日に応じて検体を採取し、検査機関へ返送する。
- ・検査結果は、メールアドレスの提示があった者に通知されるほか、所属団体の担当者や青森県実行委員会及び八戸市実行委員会へ報告されるため、個人の検査結果は提出不要とする。
- ・検査結果は原則として、大会参加日の前日までに健康管理アプリへ記録すること。なお、健康管理アプリを利用できない者は、検査結果通知等（写しや撮影した画像可）を受付等で提示できるようにすること。

(4) その他関係者（参加条件1(2)④に該当する者)

- ・検査結果は原則として、大会参加日の前日までに健康管理アプリへ記録すること。なお、健康管理アプリを利用できない者は、検査結果通知等（写しや撮影した画像可）を受付等で提示できるようにすること。

4 抗原定性検査の実施方法

(1) 検査キットの確保及び配付方法

- ・参加条件に基づき実施する大会参加日及び大会参加日以降の抗原定性検査は、青森県実行委員会が手配する。
- ・配付方法は次のとおりとする。

区分	配付方法
式典従事の教員	青森県実行委員会から検査対象者へ配付
青森県又は八戸市実行委員会が必要と判断した者	

(2) 対象者・実施方法

対象者	実施方法
式典従事の教員	1回目は1月27日(金)、2回目は2月2日(木)の来場前に自宅等で実施すること。
青森県又は八戸市実行委員会が必要と判断した者	大会参加日当日、来場・入宿・現地出発前に自宅等で実施すること。

(3) 検査結果の記録

- ・検査結果は原則として、健康管理アプリに記録すること。なお、健康管理アプリが利用できない者は、健康チェックシートに検査結果を記載すること。

- ・個人の検査済みキットは提出不要とするが、検査実施日の本人の検査結果であることを確認できるよう、検査キットを撮影する等により記録することが望ましい。
- ・検査実施日の本人の検査結果であることを示す方法として、検査キット余白部分へ日時・氏名を記載し、身分証明書等と組み合わせて写真を撮影する等、適切に記録することが望ましい。
- ・健康管理アプリには、抗原定性検査結果を保管できる機能を有しているため、有効に活用すること。

(4) 検査の留意事項

- ・検査実施前に、別添「医療従事者の不在時における新型コロナウイルス抗原定性検査のガイドライン」を確認の上、各自で理解度確認テストを実施すること。
- ・検査実施に当たっては、検査精度の低下を防ぐため、検査キットの説明書をよく読み、正しい方法で実施すること。
- ・選手及びコーチ、トレーナー、ドクター等の選手団帯同者等の検査結果については、監督等の責任者が必ず確認、記録し、都道府県体育・スポーツ協会の担当者と情報を共有すること。
- ・検査実施後、検体採取に用いた綿棒等の用具一式は、適切に廃棄すること。